

淡路市議会基本条例

平成 24 年 5 月 21 日 議決

平成 24 年 8 月 1 日 施行

改正 平成 24 年 12 月 18 日 議決

平成 24 年 12 月 20 日 施行

淡路市議会基本条例（平成 24 年 5 月 22 日条例第 20 号）

改正 平成 24 年 12 月 20 日条例第 39 号

目次

前文

- 第 1 章 目的（第 1 条）
- 第 2 章 議会及び議員の活動原則（第 2 条 - 第 4 条）
- 第 3 章 市民と議会の関係（第 5 条・第 6 条）
- 第 4 章 議会と行政の関係（第 7 条 - 第 9 条）
- 第 5 章 自由討議の保障及び拡大（第 10 条）
- 第 6 章 委員会の活動（第 11 条）
- 第 7 章 議会及び議会事務局の体制整備（第 12 条 - 第 16 条）
- 第 8 章 議会の政治倫理、身分及び待遇（第 17 条 - 第 20 条）
- 第 9 章 最高規範性と見直し手続（第 21 条 - 第 23 条）

附則

地方分権が進み、自己決定、自己責任による自治体運営が求められている今日、議会の責任は、今まで以上に大きなものとなっている。

市長と議会は、それぞれ担っている機能を十分発揮し、互いに市民の福祉向上を目標に活動しなければならない。

議会は、住民自治の根幹であり、二元代表制の趣旨を踏まえ、地域における果たすべき役割はより重要である。

したがって、これまで以上に公平・公正・透明な議会運営や、開かれた議会づくりを推進するためには、市民参加を礎として、合議制議事機関である議会は、議員同士^{さん}の自由な議論とより自己研鑽が必要である。

淡路市議会は、よりよい淡路市のまちづくりを推進していくため、議会の指針となる「淡路市議会基本条例」をここに制定するものである。

第 1 章 目的

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治における二元代表制の下、合議制議事機関である淡路市議会（以下「議会」という。）の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則、議会機能の強化、その他議会の基本的な事項を定めることにより、市民の負託に応え、市民福祉の向上及び市政の発展

に寄与することを目的とする。

【解説】

議会として、二元代表制の下で担うべき役割を果たすために必要な基本的事項を明文化することにより、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的として定めています。

また、議会は、合議制の機関であることから、議会として決定した意思（議案に対する可否決、同意不同意、議会の意思決定としての決議等）をもって首長の権限と対峙できることを規定しています。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、政策立案機能、意思決定機能及び行政監視機能を十分に果たす議会運営を行う。

2 議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視し、市民に開かれたものとする。

3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるため、市民が参加することができる議会運営に努める。

4 議会は、議員による討議の場として、議員相互間の自由闊^{かっ}達な討議を通して、意見を集約していく議会運営に努める。

【解説】

日本国憲法第93条に、地方公共団体は、法の定めるところにより、議事機関として議会を設置するとあります。地方自治法では、議事機関として、議会に「立法権限」「行政的意思決定権限」「行政監視権限」を付与しています。

その権限を遂行する際には、市民の代表機関であることを自覚し、市民の多様な意見を把握し、市民参加を推進して、議会に反映させ、そして、議員相互の自由闊^{かっ}達な討議（この条例では「自由討議」ともいう。）を尽くし、意見集約即ち合意形成をする議会運営を規定しています。

この条例において、「討議」とは、議題に対して、議員間で討議をたたかわし、市民の多くが納得する意見集約をする目的で行うものです。一方、議会運営で「討議」がありますが、議題採択に関する質疑が終了後、自己の賛成又は反対の意見を表明することで、この目的は、自己の意見に他の議員を賛同させることにあります。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が合議制議事機関であること、及び討論の場であることを十分認識し、議員相互間の自由な討議を推進する。

2 議員は、市政の課題解決に向け、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽^{さん}により、市民の代表として活動する。

3 議員は、特定の地域、団体及び個人の代表ではなく、市民の代表として、市民の福祉の増進及び市政の課題解決を目指して行動する。

【記説】

議員は、議会が合議制議事機関であることを認識し、その役割を果たすために、議員相互の自由討議を推進することを規定しています。

議員は、合議制議事機関を構成する一員であり、市政全般の課題及び市民全体の福祉の増進や課題解決のために行動することを規定しています。

地方公共団体の役割を規定する地方自治法第1条の2の規定を踏まえ、「市民の福祉の増進」としています。

「福祉の増進」は、狭い意味の福祉ではなく、幸福の意味で、市民にとって最も重要な課題としています。そして市政の課題解決を目指し行動すると定めています。

(会派)

第4条 議員は、議会が合議制議事機関の立場から、会派を結成することができる。

2 会派は、議会活動を同じくする議員で構成する。

3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等を積極的に行うとともに、会派間で議論を尽くし、合意形成に努める。

【解説】

合議制議事機関である議会において、議員は議会活動を同じくする議員集団として会派を結成し活動できると規定しています。

また、会派間で議論を尽くし、合議制議事機関としての合意形成に努めることを規定しています。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、市民に開かれたものとするため、情報公開に積極的に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又はその運営について、経緯、理由及び論点の説明責任を果たす。

- 2 議会は、本会議のほか、全ての会議を原則公開する。
- 3 議会は、議案に対する各議員の賛否等を公表し、市民が議員の活動に対して的確に評価できる情報を提供する。
- 4 請願及び陳情、要望は、市民による政策提言と位置付け、その審査及び調査に当たっては、参考人としての意見を求めることができる。
- 5 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を高めるとともに、政策提案を拡大する。

【解説】

議会の果たすべき事項として、開かれた議会として情報公開と、議決又は議会運営についての説明責任を規定しています。

全ての会議を原則公開し、議案に対する各議員の賛否等、市民が的確に評価できるように情報を提供すると規定しています。

請願・陳情、要望を市民の政策提案と位置づけ、提出者の意見聴取等の機会を設けると規定しています。

市民の意見交換の場を多様に設け、政策提案の拡大をすると規定しています。

(議会報告会)

第6条 議会は、議会主催の議会報告会を開催し、議会で討議した内容及び議決した案件を説明するとともに、市政の課題解決に向け、市民との意見交換を行う。

【解説】

第5条第5項の議会が、市民との意見交換の場を多様に設ける具体策の1つとして、地域に出向き、議会活動の状況を説明するとともに、市民と直接対話の意見交換を行う議会報告会の開催を規定しています。

第4章 議会と行政の関係

(議員と市長等執行機関との関係)

第7条 議会は、二元代表制の本旨に基づき、市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）との関係は、適切な緊張関係を保持しなければならない。

2 議会は、市長等が提案する重要な政策について、その政策の発生源、他の自治体の類似政策との比較検討、総合計画との整合性、財源措置、将来にわたる費用対効果等を明らかにするよう求めることができる。

3 市長等は、本会議及び委員会において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

【解説】

議会在、二元代表制の下で首長と議会在相互に牽制と均衡を図ることにより緊張関係を保ち、市民福祉の向上を目指すための責務を果たしていくことを規定しています。

議会在、重要な施策が議会在に提案されて審議をする過程において、その政策の提案理由及び提案に至るまでの経過ほか記載の項目等について明らかにするよう市長に求めることができることを規定しています。

市長等が、会議の論点及び争点を明確にして質問内容に対してより責任を保持させるために、市長から議員へ逆質問することができることを規定しています。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第8条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会的議決事件については、別に条例で定める。

2 議会在、市民の負託に応え、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与するために、最も適切な決定を行うことができるよう、議決事件の拡大について検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

地方自治法第96条第1項に定めるほかに、第2項では地方公共団体に関する事件につき、議会的の議決すべきものを条例で定めるとしているのて、市民生活に大きな影響を与える計画等は、議会的の議決を必要とすることを規定しています。

(政策提言)

第 9 条 議会は、決議等による議会意思の表明により、市長等に対し積極的に政策提言を行うことに努める。

【解説】

議会が、議会として意見集約が図られた事案については、議会全体の意思表示である決議等を通じて、市長等に対して積極的に政策提言を行うことを規定しています。

第 5 章 自由討議の保障及び拡大

(自由討議による合意形成の拡大)

第 10 条 議会は、討議の場であることを十分認識し、議員相互間の自由討議を中心にした積極的かつ充実した運営を行う。

2 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）において審議するときは、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努める

3 議員は、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行い、議員相互間の自由討議の拡大に努める。

【解説】

議会は、討議の場として、議員相互間の討議、即ち自由討議を中心の運営を行うことを規定しています。

議会は、議案等を審議し結論を出す場合、自由討議を尽くして合意形成に努めることを規定しています。

議員は、自らも政策、条例、意見等の提出を積極的に行い、自由討議により合意形成に努めることを規定しています。

第 6 章 委員会の活動

(委員会の運営原則)

第 11 条 議会は、社会経済情勢の変化に伴う市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の専門性と特性を生かした機動力のある運営を行う。

2 前項の委員会審査に当たっては、市長等に資料を積極的に求め、活用しながら市民に分かりやすい議論を行う。

【解説】

議会は、委員会の持つ専門性と特性を生かして、諸情勢の変化で生じる市政の課題に、適切かつ迅速に対応するよう規定しています。

委員会審査において、行政側に資料を積極的に求め、市民に分かりやすい議論に努めるよう規定しています。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

（調査機関の設置）

第12条 議会は、市政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、調査機関に議員を構成委員として加えることができる。

【解説】

議会は、市政の課題に関する調査が必要な場合、地方自治法により、学識経験を有する者等の専門家で構成する調査機関に委託できるので、議決により、設置ができると規定しています。

その調査機関の構成員に議員を加えることができると規定しています。

（議会図書室の公開）

第13条 議会図書室は、議員のみならず、誰もが利用することができる。

2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、図書を充実する。

【解説】

議会図書室は、充実を図り、事務局職員の管理のもと、広く誰もが利用できると規定しています。

（議会事務局の体制整備）

第14条 議長は、議員の政策形成及び立案機能を高めるための組織として、議会事務局の調査・法務機能を充実する。

2 議会事務局の職員は、議長が任命し、議事機関としての独立性を確保する。

【解説】

議会、議員の政策立案機能を高めるために、議会事務局の体制整備と機能を充実するよう規定しています。

（議員研修の充実）

第15条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修を充実する。

2 議会は、議員研修の充実に当たり、必要な専門家を招き、市民が参加できる議員研修会を開催するように努める。

【解説】

議員の政策形成及び立案能力向上のため、議員研修を充実するよう規定しています。

広く各分野の専門家を招き、市民が参加できる議員研修会を年1回以上は開催することを規定しています。

（議会広報の充実）

第16条 議会は、市政に関する重要な情報及び議案に対する各議員の対応を議会だよりによる公表その他適切な方法により、市民に情報を提供する。

2 議会は、情報技術の進展による多様な広報手段を活用し、迅速かつ正確に議会広報活動を行う。

【解説】

議会は、市政の重要な情報や議案に対する各議員の対応の情報を提供することを規定しています。

情報技術の進展により多様な広報手段で、市民が、迅速に正確に把握できるように広報活動を行うと規定しています。

第 8 章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第 17 条 議員の政治倫理に関する事項は、淡路市議会議員政治倫理条例（平成 17 年淡路市条例第 265 号）に定める。

- 2 議員は、市民全体の奉仕者及び代表者として、負託を受けた責務を正しく認識し、高い倫理性を持って、その使命の達成に努めなければならない。
- 3 議員は、議会活動の根幹となる倫理性を常に自覚して行動し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使してはならない。

【解説】

議員は、市民の奉仕者及び代表者として、負託を受けた責務を正しく認識し、高い倫理性を持って使命の達成に努めると規定しています。

また、議員の地位に基づく影響力を不正に行使してはならないと規定しています。

(議員定数)

第 18 条 議員定数は、淡路市議会議員定数（平成 17 年淡路市条例第 4 号）で定める。

- 2 議員定数の改正に当たっては、この条例の目的を遂行し、権能を発揮するため、人口、面積、財政力、市民意見その他必要な事項を総合的に判断して、適正な議員定数とする。

【解説】

この条例に基づく目的、責務を果たすために、必要な議員定数は、行財政改革の観点だけでなく、あらゆる角度から検討し、決定すると規定しています。

(議員報酬)

第 19 条 議員報酬は、淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年淡路市条例 42 号）で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、この条例の目的を遂行し、権能を発揮するため、議会が有する役割、責任、市民意見その他必要な事項を総合的に判断して、適正な議員報酬とする。

【解説】

この条例に基づく目的、責務を果たすために、必要な議員報酬は、行財政改革の観点だけでなく、あらゆる角度から検討し、決定すると規定しています。

（政務活動費）

第20条 会派及び議員個人が、政務活動費の交付を受けたときは、その使途の透明性を確保するとともに、政務活動費収支報告書において、自ら説明責任を果たすよう努めなければならない。

【解説】

会派及び議員個人が、政務調査費を有効に活用するとともに積極的に調査研究を行い、使途の透明性を確保して適正に執行することを規定しています。

なお、政務活動費の使途及び収支報告書のあり方等については、引き続き検討を加えていくこととしています。

第9章 最高規範性と見直し手続

（最高規範性）

第21条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

【解説】

議会基本条例は、淡路市議会における最高規範であり、選挙後の議員の条例研修について行うことを規定しています。

（議会及び議員の責務）

第22条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を遵守して議会の運営をし、もって市民を代表する合議制議事機関として、市民に対する責務と義務を果たさなければならない。

【解説】

条例の理念及び原則に基づき、議会及び議員は、市民を代表する合議制議事機関として責任と義務を果たすことを規定しています。

（見直し手続）

第23条 議会は、この条例の目的、原則に即して行われているか否かを、自ら不断に検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じる。

【解説】

条例の検証と必要がある場合の対応を規定しています。

附 則

この条例は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成24年12月20日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、地方自治法の一部改正する法律（平成24年法律第72号）第1条ただし書の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。